令和7年12月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		7
н	新規制定	0
訳	一部改正	6
	全部改正	1

1 長野市特別職の職員の給与に関する条例及び長野市証人等に対する実費弁 償に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課			
理由	長野市職員等の旅費支給条例が全部改正されるため、特別職の職員及			
	び証人等に係る旅費及び費用弁償についてもこれに準じて措置すること			
	に伴い、改正するもの			
主な内容	(1) 長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正			
	ア 題名を「長野市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関			
	する条例」に改める。			
	イ 旅費及び公務旅行に係る費用弁償の種目について定める。			
	ウ 鉄道賃、船賃及び宿泊費の額について定める。			
	エ イ及びウに定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費及び			
	公務旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法は、長野市職員等の			
	旅費支給条例の規定の例によるものと定める。			
	(2) 長野市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正			
	ア 法令の規定により出頭した証人等に係る日当を廃止する。			
	イ 証人等に支給する実費弁償の額及びその支給方法は、長野市職員			
	等の旅費支給条例の規定の例によるものと定める。			
	(3) 長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例の一部改正			
施行期日	令和8年4月1日			

2 長野市職員等の旅費支給条例

担当	当 課	総務部職員課
理	由	公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定
		め、公務の円滑な運営に資するとともに市費の適正な支出を図ることを
		目的として、長野市職員等の旅費支給条例の全部を改正するもの

主な内容	(1) 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支
	給するものと定める。
	(2) 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務
	の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給
	するものと定める。
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(3) 旅行命令及び旅行依頼について定める。
	(4) 旅費の計算方法について定める。
	(5) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、
	包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費(以下「鉄
	道賃等」という。)とするものと定める。
	(6) 鉄道賃等の支給額について定める。
	(7) 在勤地内旅行の旅費について定める。
	(8) 退職者等の旅費について定める。
	(9) 遺族等の旅費について定める。
	(10)外国旅行の旅費について定める。
	(11)旅費の調整について定める。
	(12)旅費の支給額の上限について定める。
	(13)旅費の返納について定める。
	(14)外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条
	例の一部改正
	(15)長野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改
	下
±1-4-4+n →	(16)長野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正
施行期日	令和8年4月1日

3 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部障害福祉課、こども未来部こども政策課、子育て家庭福祉
	課、保育・幼稚園課
理 由	指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等を条例で定め
	るに当たり参酌すべきこと等とされる厚生労働省令等で定める基準の一
	部が改正されたため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見
	直すことに伴い、改正するもの

主な内容

(1) 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る指定児童発達支援事業者等が、通所している障害児に対し、母子保健法に規定する健康診査を行った場合には、通常の健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとする特例を加える。

(2) 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

特定教育・保育施設等のうち、幼保連携型認定こども園及び幼稚園 の職員に係る虐待等の禁止の規定について、所要の条文整備を行う。

(3) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正

幼稚園型認定こども園の職員について、(2) と同様の改正を行う。

(4) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

幼保連携型認定こども園の職員について、(2) と同様の改正を行う。

(5) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部 改正

家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対して行う健康診断について、

- (1) と同様の改正を行う。
- (6) 長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部 改正
 - ア 特定児童福祉施設の長が入所者に対して行う健康診断について、
 - (1) と同様の改正を行う。
 - イ 母子生活支援施設の長及び母子支援員となることができる者に、 児童福祉法の規定によるこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有 する者を加える。
- (7) 長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例及び 長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の 一部改正

児童福祉法の一部改正に伴う所要の条文整備を行う。

施行期日

公布の日。ただし、(6) イについては、令和8年3月1日

4 長野市豊野東部地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例

担当課	地域・市民生活部豊野支所		
理由	長野市豊野東部地区集会所を管理する者を指定管理者から市長に変更		
	することに伴い、改正するもの		
主な内容	主な内容は、次のとおり		
	(1) 長野市豊野東部地区集会所の管理を指定管理者に行わせるものとす		
	る規定を除く。		
	(2) 指定管理者の業務に関する規定を除く。		
施行期日	令和8年4月1日		

5 長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例の一部を改正する条例

理 由
主な内容 (1) デマンド運送(旅客の事前の申込みに応じて、一定の範囲内で定めた路線において旅客を運送することをいう。)を行う長野市有償旅客運送自動車(以下「市バス等」という。)の路線に、小田切・七二会線及び信里・信更線を加える。 (2) 小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。)1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額
主な内容 (1) デマンド運送 (旅客の事前の申込みに応じて、一定の範囲内で定めた路線において旅客を運送することをいう。)を行う長野市有償旅客運送自動車 (以下「市バス等」という。)の路線に、小田切・七二会線及び信里・信更線を加える。 (2) 小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人 (中学生以上の者をいう。以下同じ。)1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 定期路線運送 (路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
た路線において旅客を運送することをいう。)を行う長野市有償旅客運送自動車(以下「市バス等」という。)の路線に、小田切・七二会線及び信里・信更線を加える。 (2) 小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。)1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
運送自動車(以下「市バス等」という。)の路線に、小田切・七二会線及び信里・信更線を加える。 (2)小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。)1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3)定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4)鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
線及び信里・信更線を加える。 (2) 小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。) 1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
(2) 小田切・七二会線及び信里・信更線に係る大人(中学生以上の者をいう。以下同じ。) 1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
いう。以下同じ。)1人当たりの普通旅客運賃を定める。 (3) 定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。)を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
(3) 定期路線運送(路線を定めて定期に旅客を運送することをいう。) を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
を行う市バス等の路線に、鬼無里線、新町大原橋線及び高府線(以下「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
「鬼無里線等」という。)を加える。 (4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
(4) 鬼無里線等の大人1人当たりの普通旅客運賃をそれぞれ次のように 定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則 で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
定める。 ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
ア 鬼無里線 1,300円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
で定める金額 イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
イ 新町大原橋線 1,450円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて
規則で定める金額
ウ 高府線 1,550円を超えない範囲内で、乗車区間に応じて規則で
定める金額
(5) 小田切・七二会線、信里・信更線及び鬼無里線等に係る運行日を定
める。
(6) 小田切・七二会線に係る通学定期券の額を定める。
(7) 信里・信更線に係る通学定期券の額を定める。
(8) 鬼無里線等に係る定期旅客運賃を定める。

	_	
施行期日	令和8年4月1日	

6 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

担当課	支野巾廃業物の処理及び清掃に関する余例の一部を改正する条例 担当課 環境部生活環境課						
理由	リサイクル可能なプラスチックごみの範囲を拡大すること並びに長野						
	市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、し尿処理手数料及び生活雑						
		排水処理手数料を見直すことに伴い、改正するもの					
主な内容		イクル可能なプラスチックごみ			 ク製品	ーーー (ペットボ	
		除く。)を加える。				,	
		処理手数料を次のように改める	5.				
		区分	改〕	正前	改	正後	
	定額に	基本料(1世帯につき)	1月	68円	1月	75円	
	よるも	人数割料(1人につき)	1月	446円	1月	497円	
	0				546円		
		の加算料(1回につき)					
		便槽2箇所以上の場合の加		342円		381円	
	算料(1箇所につき)						
	従量に 36リットルまでごとに 417円 465円			465円			
	よるも						
	0						
	特別加	清掃車から便槽又は浄化槽					
	算料	までのくみ取り可能な最短					
	距離 40メートルパト60メートル 342円 381円						
			381円				
	未満(1回のくみ取りにつ						
		き)					
	60メートル以上(1回のく 472円 526円				526円		
	み取りにつき)						
	(3) し尿処理手数料に、新たに仮設トイレのくみ取りに係る特別加算料						
	を加える。						
	(4) (3) の特別加算料の額は、仮設トイレ1箇所1回のくみ取りにつき						
	3,200円とするものと定める。						
	(5) 生活雑排水処理手数料を次のように改める。						
	100 11	区分	<u> </u>	文正前	ÇX	工後	
		ットル未満		893円		1,078円	
	<u> 100 リ :</u>	ットル以上 150リットル未満		1,161円		1,402円	

	150リットル以上 200リットル未満	1,429円	1,725円
	200リットル以上	1,429円に	1,725円に
		50リットル	50リットル
		までごとに	までごとに
		268円を加	323円を加
		算した額	算した額
施行期日	令和8年4月1日		

7 長野市火災予防条例の一部を改正する条例

担当課	消防局予防課
理 由	林野火災(山林、原野等における火災をいう。以下同じ。)の予防を
	目的として市長が発する注意報について定めること等に伴い、改正する
	もの
主な内容	(1) 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとき
	は、林野火災に関する注意報(以下「林野火災注意報」という。)を
	発することができるものと定める。
	(2) 林野火災注意報が発せられたときは、林野火災注意報が解除される
	までの間、市の区域内に在る者は、この条例で定める火の使用の制限
	に従うよう努めなければならないものと定める。
	(3) 市長は、林野火災の予防を目的として消防法の規定による火災に関
	する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、この
	条例で定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができ
	るものと定める。
施行期日	令和8年1月1日